

但し支給ノ手續中ニ別三項ニ款當ス事以併
登シタルトキハ号キニ從ソテ支給ニ併用セム

六、代議員會構成ニ関スル件

代議員會ハ規程第十六條ニ依ルニ外代議員ノ兼任
セサル支部長、副支部長及支務會計ヲ加フ
顧問相模役ハ各意見ヲ述ベテ之ヲ得但し表決
數ニ加ハルコトヲ得ム

代議員ニシテ代議員會ニ出席シ得ル者ハ他ノ役
員ニ兼任スル事ヲ得

七、本部費額ノ件

本部費ハ田力會員一人ニ付十元ニ定メ今ハ七元
五厘トシ各支部ニ於テ其金シテ其計表ヲ添ヘ

テ本部會計ニ納入スルモノトス

八、内規ノ効力ニ関スル件

本部規ハ即時施行ス

大正十一年十一月二十二日 名古屋同上會本部